

平成20年3月24日

各 位

東京都中央区八重洲一丁目5番3号不二ビル9階  
ア エ ル 株 式 会 社  
代表取締役 ウィルフレッド ワイ ホリエ

民事再生手続開始の申立に関するお知らせ

弊社は、本日の開催の取締役会において、民事再生手続の申立てを行なうことを決議し、東京地方裁判所に申立を行ない受理されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 申立の理由

弊社は昭和44年6月に東京都に設立され、消費者金融事業を中心に事業経営してまいりました。平成15年11月に会社更生法の適用を受け、スポンサーの協力を得て平成19年8月には更生手続きを終結するに至りました。

しかしながら、その後も高水準の過払金返還請求が続いたこと、金融機関からの資金の引締めがきびしくなり資金繰りが更に悪化したこと、業法改正・自主規制などにより貸付け基準を厳格化したこと等により、このまま事業を継続することはできなくなり、やむなく上記申立てに至りました。

2. 負債総額

総額約231億円

3. 今後の見通し

今後につきましては、裁判所及び監督委員の監督のもとで再生計画を策定して参ります。事業の再生に向けて全力を尽くす所存でございます。お客様各位、金融機関各位、お取引先各位等のご支援、ご協力を賜るようお願い申し上げます。

以上